

学生 相談室

皆さんのたくさんの 出会いの中に学生相談室も 仲間入りできませんか？

大学生生活を豊かなものにするには、心身ともに健康な状態を保つ環境を整えておくことが大切です。しかし、何らかの問題が生じたとき、自分一人で解決策を見つけ出せない場合があります。そんなときは気軽に学生相談室を訪ねてください。皆さんのご利用をお待ちしています。

◆相談場所◆

東広島キャンパス：学生相談室(2号館2階) 保健室(1号館2階)
呉キャンパス：学生相談室(3号館1階) 保健室(3号館1階)

◆相談日時◆

東広島キャンパス：月～金曜日9：00～17：00
※ただし、土曜日は隔週での開室になります。
呉キャンパス：木曜日13：00～17：00
金曜日 9：00～18：00

◆学生相談の申込方法◆

1. 各キャンパス相談窓口で申し込む。(電話申込可)
2. 学生相談受付箱で申し込む。
各キャンパス相談場所および保健室に設置してあります。
「学生相談申込票」の必要事項を記入してください。
定時回収して相談時間等をお知らせします。
3. 電子メールで申し込む。
《メールアドレス：soudan@ofc.hi-rokoku-u.ac.jp》
メールでの受付は、
①学生番号②名前③連絡先④希望相談日時を記入してください。
なお、**メールでは相談申込みのみで、メールでの相談は行っていません。**

カウンセラー

赤澤 由紀子 先生

春が巡ってきました。親しい人との別れを経て、新しい出会いが控えていますね。環境に適応することや人との関係を維持するには案外エネルギーを要するものです。ついついがんばりすぎてしまって疲れたり、戸惑ったり、無意味に思えたりすることもあるかもしれませんね。そんなときには学生相談室に足を運んでみてください。ほっと一息いれたいり愚痴を言ったりすることで、また取り組めるようになるかもしれません。もちろんゆっくりと時間をかけて自分のことを考える場として使ってもらっても結構です。些細なことでも構いませんので気軽に利用してください。



カウンセラー

狩谷 美穂 先生

あなたのストレス解消方法はなんですか？大学生活には楽しいことも多くありますが、人間関係や環境の変化に適応するためのストレスもついてきます。心の元気がなくなると、体調を崩す、落ち込む、イライラしてやる気なくなる等の不調がでできます。そうなる前に友人や家族に相談したり、身体を動かしたり、趣味を持つなどして気分転換をお勧めします。しかし、いつも相談する相手がそばにいるとは限りません。人に話にくい悩みをもつこともあると思います。そんな時は気軽に学生相談室を利用してください。より良いキャンパスライフを送っていただくための方法を一緒に考えましょう。また、簡単な心理テストもありますので活用してください。



会計課からのお知らせ

★前期分学費納入期限は4月20日!

2006年度前期分の学費納入期限は、4月20日(木)です。
学費納入票は4月1日に発送しておりますが、届いているか学費支弁者に確認してください。もし、届いてない場合は、至急、会計課(東広島キャンパス1号館7階)へ申し出てください。
なお、学費納入票は学費支弁者宛に送付されますので、氏名・住所等に変更がある場合は、速やかに教務課へ届け出てください。(呉キャンパス学生については、学務課へ届け出てください。)

★学生寮部屋料・退去後の補修代の未納者へ

学生寮部屋料・駐車料・水道料および退去後の補修代などの請求があった場合は、速やかに会計課へ支払いに来てください。

問い合わせ

事務部会計課

TEL0823-70-4676(直通)

What's Sexual Harassment?

昨今、大学・職場等においてセクハラ問題が取り沙汰されています。自分が意識していなくても、セクハラ行為となってしまうものもあります。何が、セクハラにあたるのか？どのような行為がセクハラになるのか？そのような、疑問の声に少しでもお役に立てて頂き、自分が加害者、被害者にならないためにも、セクハラ問題に関心を示していただきたく、セクハラのないキャンパスを目指すためにも、広国大では、セクハラ防止委員会が、「What's Sexual Harassment?」～セクハラのないキャンパスライフのために～と題してパンフレットを作成しています。パンフレットには、セクハラにあたる具体的な言語事例や、セクハラに遭ったときの対処方法、相談員の紹介を行っております。セクハラは許されぬことなのです。一人ひとりの意識を高めるためにも、ぜひパンフレットを一読ください。
パンフレットは保健室、学生課、学務課に設置してあります。

心当たりありませんか？ アルコールハラスメント

新年度を迎え新歓コンパ、お花見など何かとアルコールを摂取する時期となりました。お酒が入ることで、リラックスしたり、気分が高揚したり楽しくなります。しかし、イッキ飲み、飲めない人への飲酒強要、上下関係による圧力をかけた飲酒の強要、酔ったうえでの迷惑行為など、行き過ぎた行為によりせつかくの楽しい場が台無しになってしまうこともあります。心当たりはありませんか？このような行為はアルコール・ハラスメント(アルハラ)であり、人権侵害となります。また、無理な飲酒は命を落とすことに繋がる大変危険な行為です。もちろん未成年の飲酒は法律で禁止されていますので、未成年者の飲酒、強要は止めましょう。お酒は「百薬の長」と言われ、適度な量は体にもいいものです。適量をたしなみ、無理のない雰囲気、みんなが楽しめる機会をつくってください。